

議員提出議案第 3 号

三鷹市高齢者補聴器購入費助成条例

地方自治法第112条及び三鷹市議会会議規則第14条の規定により、上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 2 年12月21日

三鷹市議会議長 石 井 良 司 様

|     |         |         |
|-----|---------|---------|
| 提出者 | 三鷹市議会議員 | 大 城 美 幸 |
| 賛成者 | 〃       | 紫 野 あすか |
| 〃   | 〃       | 前 田 ま い |
| 〃   | 〃       | 栗 原 けんじ |

## 三鷹市高齢者補聴器購入費助成条例

### (目的)

第1条 この条例は、聴力の低下により日常生活を営むのに支障がある高齢者（65歳以上の者をいう。以下同じ。）に対し、補聴器（電池その他の附属品を除く。以下同じ。）の購入に要した費用（以下「補聴器購入費」という。）の全部又は一部を助成することにより、補聴器の利用を通じて当該高齢者の外出及び地域交流を支援し、閉じこもりを防止し、もって高齢者の福祉の増進に資することを目的とする。

### (対象者)

第2条 補聴器購入費の助成を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する高齢者とする。

- (1) 本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 医師により難聴のため補聴器の装用が必要であると診断されていること。
- (3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳（身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める聴覚障害に係るものに限る。）の交付を受けていないこと。
- (4) その者の属する世帯の全ての世帯員の第4条第1項の申請をする日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）分（4月から6月までの間に当該申請をする場合にあっては、当該年度の前年度分。以下同じ。）の市町村民税（特別区民税を含む。以下同じ。）が非課税であること。

### (助成の額等)

第3条 補聴器購入費の助成は1回に限り、当該助成の額は当該助成に係る補聴器の購入に実際に要した額とする。ただし、30,000円を限度とする。

### (助成の申請)

第4条 補聴器購入費の助成を受けようとする者は、次に掲げる書類を添付して、規則で定めるところにより、市長に申請をしなければならない。

- (1) 難聴のため補聴器の装用が必要であることを証明する医師の診断書
- (2) 補聴器購入費の支払をしたことを証する書類
- (3) その者の属する世帯の全ての世帯員の当該年度分の市町村民税が非課税であることを証する書類又は市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、当該申請に係る補聴器を購入した日の翌日から起算して1年以内に行わなければならない。

### (助成の決定等)

第5条 市長は、前条第1項の申請があつたときは、規則で定めるところにより、補聴器購入費の助成の可否を決定し、その旨を当該申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補聴器購入費の助成をする旨の決定をしたときは、規則で定めるところにより、当該決定を受けた者に当該決定に係る補聴器購入費を支給するものとする。

### (助成の決定の取消し等)

第6条 市長は、偽りその他不正の手段により補聴器購入費の助成の決定を受けた者があ

るときは、当該決定を取り消し、又は既に助成した額の全部若しくは一部を返還させることができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

#### 提案理由

聴力の低下により日常生活を営むのに支障がある高齢者に対し、補聴器購入費を助成することにより、外出及び地域交流を支援し、閉じこもりを防止するため、本案を提出します。